

広島県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出

九二

平成二十年六月十九日

廣島縣知事 藤田雄山

社会福祉法人 安芸高田市社会 福祉協議会	社会福祉法人 安芸高田市社会 福祉協議会	社会福祉法人 安芸高田市吉田	安芸高田市吉田
安芸太田町	がしの会	医療法人社団ひ	番地一
八四番地一	山県郡安芸太田町大字戸河内七	豊田郡大崎上島町東野二七〇一	安芸高田市吉田一三二四
内病院	安芸太田町戸河内	訪問看護ステーションやゆみ	安芸高田市社協
○○番地一	山県郡安芸太田町大字戸河内八	豊田郡大崎上島町東野二七〇一	安芸高田市吉田一三二四
三一日	平成二〇年三月	平成二〇年一月	平成二〇年一月